



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)
第 8 5 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (205) (業務効率推進課) 2
	鳥取県立童謡館の利用料金 (206) (文化政策課) 2
	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金 (207) (〃) 3
	生活保護法による介護機関の指定 (208) (福祉保健課) 15
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (2 件) (209・210) (〃) 17
	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (211) (医療政策課) 18
	鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定の一部改正 (212) (〃) . 19
	宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正 (213) (住宅政策課) 21
	土地改良区の定款の変更の認可 (214) (農地・水保全課) 21
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (215・216) (森林づくり推進課) 21
	指定代理納付者の指定 (217) (会計指導課) 22
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (218) (中部総合事務所福祉保健局) 22
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等の禁止等に関する指示 (1) 22
	コイの持出し等を禁止する水域の範囲 (2) 23
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) . . 25

告 示

鳥取県告示第205号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県庁基幹システム再構築に係るプロジェクトマネジメント等業務企画提案書評価委員会	鳥取県庁基幹システム再構築に係る基本設計及びプロジェクトマネジメント業務の受託者の選定に関する事項	平成26年3月28日から同年6月30日まで	行財政改革局業務効率推進課（平成26年4月1日以降は、情報政策課及び行財政改革局業務効率推進課）

鳥取県告示第206号

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入館料

区 分	金 額
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 200円

(2) 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,880円
午後	1回につき 3,760円
夜間	1回につき 4,710円
午前・午後	1回につき 5,650円
午後・夜間	1回につき 8,480円
全日	1回につき 9,430円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）又は午後5時から午後6時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとする。

区 分	金 額
-----	-----

正午から午後 1 時までの間に利用するとき	1 時間当たりの午前の利用料の額の100分の120に相当する額
午後 5 時から午後 6 時までの間に利用するとき	1 時間当たりの午後の利用料の額の100分の120に相当する額

3 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の額を加算するものとする。

それぞれの区分に定める利用料の額の 2 割に相当する額（延長利用料にあつては当該延長利用料の額の 2 割に相当する額）

(3) 設備使用料

区 分	金 額
設 備 名	
ピアノ	1 台 1 時間につき 400円
マイク	1 本 1 時間につき 100円
LDプレーヤー	1 台 1 時間につき 250円
CDラジカセ	1 台 1 時間につき 250円
DVDデッキ	1 台 1 時間につき 250円
CD/MDプレーヤー	1 台 1 時間につき 250円
持ち込み電源	1 キロワットにつき 50円
パソコンプロジェクター	1 台 1 時間につき 450円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年 3 月 20 日

(2) 適用開始年月日 平成26年 4 月 1 日

鳥取県告示第207号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成 9 年鳥取県条例第16号）第11条第 2 項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 多目的ホール利用料

(ア) 会議等に利用する場合

区分	午前の利用料 午前 9 時から正午まで（3 時間につき）	午後の利用料 午後 1 時から午後 5 時まで（4 時間につき）	夜間の利用料 午後 6 時から午後 10 時まで（4 時間につき）	全日の利用料 午前 9 時から午後 10 時まで（13 時間につき）
	延長利用料 正午から午後 1 時まで（1 時間につき）	延長利用料 午後 5 時から午後 6 時まで（1 時間につき）	時間外利用料 午前 5 時から午前 9 時まで（1 時間につき）	時間外利用料 午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで（1 時

		間につき)				
平日に 利用す る場合	入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。	33,590円	67,180円	83,990円	167,980円	
		11,190円	16,790円	13,430円	25,180円	
	入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。	43,670円	87,340円	109,180円	218,370円	
		14,550円	21,830円	17,460円	32,740円	
	入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。	53,750円	107,500円	134,380円	268,770円	
		17,910円	26,870円	21,490円	40,300円	
	入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。	67,180円	134,380円	167,980円	335,970円	
		22,390円	33,590円	26,860円	50,380円	
	休日に 利用す る場合	入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。	40,300円	80,620円	100,780円	201,570円
			13,430円	20,140円	16,110円	30,220円
		入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。	52,400円	104,810円	131,010円	262,040円
			17,460円	26,190円	20,950円	39,300円
入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。		64,500円	129,000円	161,250円	322,520円	
		21,490円	32,240円	25,790円	48,370円	
入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。		80,620円	161,250円	201,570円	403,150円	
		26,870円	40,300円	32,240円	60,460円	

備考

- この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用日前1月以内に利用の申込みがなされた場合にあっては、当該申込みのほか当該利用日における利用（ホワイエの単独利用を除く。）の申込み（仮申込みを含む。）がなされていないときに限

り、この表に定める利用料（延長利用料を含み、客席を使用しない場合における冷暖房利用料を除く。）及び備考第 8 号の電気利用料（客席を使用しない場合における電気利用料を除く。）の額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。この場合において、当該利用料及び電気利用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

7 2 日以上連続して利用する場合における午前 0 時から午前 5 時まで、午前 5 時から午前 9 時まで又は午後 10 時から午後 12 時までの間の利用に係る時間外利用料は、多目的ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。

8 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分		単位	金額
電気利用料	利用電力量を電力量計で測定した場合	1 キロワット 1 時間につき	40 円
	その他の場合	1 キロワット 1 回につき	200 円

注

1 利用電力量を電力量計で測定した場合において、電気を利用した時間が 1 時間未満であるとき、又は電気を利用した時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。

2 この表において「1 回」とは、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（午後 1 時から午後 5 時まで）又は夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5 時間までの利用のときは 1 回、5 時間を超える利用のときは当該 5 時間を超える利用時間について 4 時間ごとに 1 回とする。

9 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

10 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が 1 時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、それぞれ 1 時間として計算するものとする。

(イ) 見本市等に利用する場合

区分		単位	利用料	時間外利用料 午前 0 時から午前 9 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで	
平日に 利用す る場合	営利を目的とするとき。		1 時間につき	27,870 円	33,440 円
	営利を目的 としないとき。	入場料を徴収しないとき 及び入場料の最高額が 3,000 円以下のとき。	1 時間につき	13,930 円	16,720 円
		入場料の最高額が 3,000 円 を超えるとき。	1 時間につき	20,930 円	25,110 円
休日に 利用す る場合	営利を目的とするとき。		1 時間につき	33,530 円	40,230 円
	営利を目的 としないとき	入場料を徴収しないとき 及び入場料の最高額が	1 時間につき	16,760 円	20,110 円

	き。	3,000円以下のとき。			
		入場料の最高額が3,000円を超えるとき。	1時間につき	25,140円	30,170円

備考

- この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用日前1月以内に利用の申込みがなされた場合にあつては、当該申込みのほかに当該利用日における利用（ホワイエの単独利用を除く。）の申込み（仮申込みを含む。）がなされていないときに限り、この表に定める利用料（時間外利用料を含み、客席を利用しない場合における冷暖房利用料を除く。）及び備考第6号の電気利用料（客席を利用しない場合における電気利用料を除く。）の額の2分の1に相当する額を徴収する。この場合において、当該利用料及び電気利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、多目的ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分		単位	金額
電気利用料	利用電力量を電力量計で測定した場合	1キロワット1時間につき	40円
	その他の場合	1キロワット1回につき	200円

注

- 利用電力量を電力量計で測定した場合において、電気を利用した時間が1時間未満であるとき、又は電気を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
 - この表において「1回」とは、5時間までの利用をいい、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。
- 7 冷房又は暖房を利用したときは、次に定める冷暖房利用料を徴収する。

区分		単位	金額
冷暖房利用料	冷房料	1時間につき	13,570円
	暖房料	1時間につき	12,130円

注 冷房若しくは暖房を利用した時間が1時間未満であるとき、又は冷房若しくは暖房を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

- 利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

イ 小ホール利用料

区分	午前の利用料 午前9時から正午まで（3時間につき）	午後の利用料 午後1時から午後5時まで（4時間につき）	夜間の利用料 午後6時から午後10時まで（4時間につき）	全日の利用料 午前9時から午後10時まで（13時間につき）
	延長利用料	延長利用料	時間外利用料	時間外利用料

		正午から午後 1 時まで(1 時間につき)	午後 5 時から午後 6 時まで(1 時間につき)	午前 5 時から午前 9 時まで(1 時間につき)	午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで(1 時間につき)	
平日に 利用す る場合	入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000 円以下の とき。	5,020円	10,050円	12,560円	25,140円	
		1,670円	2,500円	2,000円	3,760円	
	入場料の最高額 が 1,000 円を超 え 3,000 円以下 のとき。	6,530円	13,070円	16,340円	32,680円	
		2,170円	3,260円	2,600円	4,890円	
	入場料の最高額 が 3,000 円を超 え 5,000 円以下 のとき。	8,040円	16,080円	20,110円	40,230円	
		2,670円	4,020円	3,200円	6,020円	
	入場料の最高額 が 5,000 円を超 えるとき。	10,050円	20,110円	25,140円	50,290円	
		3,350円	5,020円	4,020円	7,530円	
	休日に 利用す る場合	入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000 円以下の とき。	6,020円	12,060円	15,080円	30,170円
			2,000円	3,010円	2,400円	4,520円
入場料の最高額 が 1,000 円を超 え 3,000 円以下 のとき。		7,830円	15,680円	19,600円	39,210円	
		2,610円	3,910円	3,120円	5,870円	
入場料の最高額 が 3,000 円を超 え 5,000 円以下 のとき。		9,640円	19,300円	24,140円	48,280円	
		3,200円	4,820円	3,850円	7,240円	
入場料の最高額 が 5,000 円を超 えるとき。		12,060円	24,140円	30,170円	60,350円	
		4,020円	6,020円	4,820円	9,050円	

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの(ア)の表備考第 2 号及び第 3 号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 午前(午前 9 時から正午まで)から引き続き午後(午後 1 時から午後 5 時まで)において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後(午後 1 時から午後 5 時まで)から引き続き夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2 日以上連続して利用する場合における午前 0 時から午前 5 時まで、午前 5 時から午前 9 時まで又

は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、小ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。

4 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分	単位	金額
電気利用料	1キロワット1回につき	200円

注 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

5 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

6 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

ウ 楽屋等利用料

区分	午前の利用料 午前9時から正午まで（3時間につき）	午後の利用料 午後1時から午後5時まで（4時間につき）	夜間の利用料 午後6時から午後10時まで（4時間につき）	全日の利用料 午前9時から午後10時まで（13時間につき）
	延長利用料 正午から午後1時まで（1時間につき）	延長利用料 午後5時から午後6時まで（1時間につき）	時間外利用料 午前5時から午前9時まで（1時間につき）	時間外利用料 午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで（1時間につき）
第1楽屋	270円	550円	680円	1,380円
	90円	130円	100円	200円
第2楽屋	290円	600円	760円	1,530円
	90円	140円	110円	220円
第3楽屋	600円	1,220円	1,530円	3,070円
	190円	290円	230円	450円
第4楽屋	1,110円	2,220円	2,770円	5,560円
	370円	550円	440円	830円
第5楽屋	270円	550円	680円	1,380円
	90円	130円	100円	200円
第6楽屋	240円	490円	610円	1,240円
	80円	120円	90円	180円
第7楽屋	390円	780円	980円	1,970円
	120円	190円	150円	280円
第8楽屋	520円	1,040円	1,310円	2,630円
	170円	250円	200円	390円
楽屋事務室	240円	490円	610円	1,240円
	80円	120円	90円	180円

リハーサル室	760円	1,520円	1,900円	3,800円
	240円	380円	290円	560円
多目的ホールホワイエ (単独利用の場合に限 る。)	8,390円	16,790円	20,990円	41,990円
	2,790円	4,190円	3,350円	6,290円

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの(ア)の表備考第 2 号及び第 3 号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2 日以上連続して利用する場合における午前 0 時から午前 5 時まで、午前 5 時から午前 9 時まで、又は午後 10 時から午後 12 時まで間の利用に係る時間外利用料は、楽屋等を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分	単位	金額
電気利用料	1 キロワット 1 回につき	200円

注 この表において「1 回」とは、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（午後 1 時から午後 5 時まで）又は夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5 時間までの利用のときは 1 回、5 時間を超える利用のときは当該 5 時間を超える利用時間について 4 時間ごとに 1 回とする。

- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が 1 時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。

エ 会議室等利用料

区分	午前の利用料 午前 9 時から正午まで（3 時間につき）	午後の利用料 午後 1 時から午後 5 時まで（4 時間につき）	夜間の利用料 午後 6 時から午後 10 時まで（4 時間につき）	全日の利用料 午前 9 時から午後 10 時まで（13 時間につき）	
	延長利用料 正午から午後 1 時まで（1 時間につき）	延長利用料 午後 5 時から午後 6 時まで（1 時間につき）	時間外利用料 午前 5 時から午前 9 時まで（1 時間につき）	時間外利用料 午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで（1 時間につき）	
第 1 会議室	2,800円	3,740円	3,740円	10,280円	
	930円	930円	1,080円	1,080円	
第 2 会議室	全室利用	4,350円	5,800円	5,800円	15,950円
		1,450円	1,450円	1,660円	1,660円
	2 分の 1 室利用	2,090円	2,790円	2,790円	7,670円

		690円	690円	800円	800円
第 3 会議室		4,190円	5,590円	5,590円	15,370円
		1,390円	1,390円	1,600円	1,600円
第 4 会議室	全室利用	4,350円	5,800円	5,800円	15,950円
		1,450円	1,450円	1,660円	1,660円
	2分の1室利用	2,090円	2,790円	2,790円	7,670円
		690円	690円	800円	800円
第 5 会議室	全室利用	4,350円	5,800円	5,800円	15,950円
		1,450円	1,450円	1,660円	1,660円
	2分の1室利用	2,090円	2,790円	2,790円	7,670円
		690円	690円	800円	800円
第 6 会議室		4,190円	5,590円	5,590円	15,370円
		1,390円	1,390円	1,600円	1,600円
第 7 会議室	全室利用	6,660円	8,880円	8,880円	24,420円
		2,220円	2,220円	2,550円	2,550円
	3分の2室利用	4,350円	5,800円	5,800円	15,950円
		1,450円	1,450円	1,660円	1,660円
	3分の1室利用	2,090円	2,790円	2,790円	7,670円
		690円	690円	800円	800円
第 8 会議室		6,660円	8,880円	8,880円	24,420円
		2,220円	2,220円	2,550円	2,550円
情報プラザ	全面利用	6,170円	8,220円	8,220円	22,610円
		2,050円	2,050円	2,460円	2,460円
	2分の1面利用	3,080円	4,110円	4,110円	11,300円
		1,020円	1,020円	1,230円	1,230円

備考

- 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前5時まで、午前5時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、会議室等を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 会議室内に常設してあるホワイトボード1台・持込電気機器による電気利用料は無料とする。
- 利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

(2) 設備利用料

区分		利用料	
舞台設備	音響反射板	1基1回につき	5,650円
	紗幕（白・グレー・黒）	1枚1回につき	1,150円

	ジョーゼット幕	一式 1 回につき	2,300円
	大黒幕 (小ホール仮設)	1 枚 1 回につき	1,150円
	舞台所作台	一式 1 回につき	7,430円
	平台	1 台 1 回につき	200円
	プログラムスタンド (T型・衝立型)	1 台 1 回につき	200円
	金屏風	1 枚 1 回につき	780円
	緋毛せん (赤ネル地)	1 枚 1 回につき	300円
	長座布団	1 枚 1 回につき	200円
	高座用座布団	1 枚 1 回につき	100円
	地絨 (長・短)	1 枚 1 回につき	1,560円
	上敷ござ (長・中・短)	1 枚 1 回につき	300円
	雪かご	1 台 1 回につき	300円
	バレエ用シート	1 枚 1 回につき	930円
	PA卓	1 台 1 回につき	510円
	星球	一式 1 回につき	1,030円
	演台 (大)	1 台 1 回につき	620円
	演台 (小)	1 台 1 回につき	410円
	司会台 (大)	1 台 1 回につき	410円
	司会台 (小)	1 台 1 回につき	200円
	ポータブルステージ	1 台 1 回につき	510円
	指揮者台	1 台 1 回につき	100円
	譜面台 (指揮者用)	1 台 1 回につき	100円
	譜面台 (楽団員用)	1 台 1 回につき	100円
	チェロ台	1 台 1 回につき	200円
	コントラバス用椅子	1 脚 1 回につき	100円
	国旗・県旗 (パネル)	1 枚 1 回につき	250円
照明設備	ローアホリゾンライト	一式 1 回につき	1,350円
	ボーダーライト	1 列 1 回につき	1,150円
	サスペンションスポットライト (多目的ホール用)	1 列 1 回につき	830円
	サスペンションスポットライト (小ホール用)	1 列 1 回につき	410円
	フロントサイドスポットライト	一式 1 回につき	410円
	センターピンスポットライト	1 台 1 回につき	1,150円
	中アッパースポットライト	1 列 1 回につき	1,670円
	アッパーホリゾンライト	1 列 1 回につき	2,720円
	客席サスペンションスポットライト	1 列 1 回につき	830円
	プロセニウムスポットライト	1 列 1 回につき	1,030円
	投光ギャラリースポットライト	一式 1 回につき	410円
	第 1 シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	1,350円
	第 2 シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	1,350円
	クセノンピンスポットライト 2 キロワット	1 台 1 回につき	2,080円
	天井反射板ライト	一式 1 回につき	2,610円
	調光操作装置	一式 1 回につき	3,660円
	移動用調光卓	一式 1 回につき	1,030円
音響設備器具	拡声装置 (多目的ホール用)	一式 1 回につき	3,660円

	拡声装置	一式 1 回につき	2,720円
	効果卓 (多目的ホール用)	1 卓 1 回につき	3,130円
	効果卓	1 卓 1 回につき	1,020円
	簡易操作卓	1 卓 1 回につき	1,250円
	移動型ミキサー	一式 1 回につき	2,400円
	8 chミキサー	1 台 1 回につき	1,250円
	6 chミキサー	1 台 1 回につき	1,030円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	830円
	MDデッキ	1 台 1 回につき	1,030円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	CD・MDラジカセ	1 台 1 回につき	1,030円
	DAT (デジタルオーディオテープデッキ)	1 台 1 回につき	830円
	ハネ返りスピーカー	1 台 1 回につき	1,350円
	ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1 台 1 回につき	1,350円
	パワードスピーカー	1 台 1 回につき	1,350円
	サイドスピーカー	1 台 1 回につき	1,350円
	スピーカーセット (アンプ)	一式 1 回につき	1,850円
	三点吊りマイク装置	一式 1 回につき	1,030円
	マイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	930円
	マイク (バウンダリー型)	1 本 1 回につき	930円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (リボン型)	1 本 1 回につき	830円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,250円
	マイク (ワイヤレス・ヘッドセット型)	1 本 1 回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイク (演台用)	1 本 1 回につき	930円
	集音用マイク	1 本 1 回につき	930円
	32 c h マルチリール・ボックス	一式 1 回につき	820円
	16 c h マルチリール・ボックス	一式 1 回につき	410円
	8 c h マルチリール・ボックス	一式 1 回につき	200円
	ダイレクトボックス	1 台 1 回につき	410円
	同時通訳設備	一式 1 回につき	20,960円
	同時通訳無線受信機	1 台 1 回につき	150円
	会議運営進行ユニット	一式 1 回につき	5,140円
映像機器	液晶プロジェクター (大型)	1 台 1 回につき	10,280円
	液晶プロジェクター (リア型)	1 台 1 回につき	3,080円
	液晶プロジェクター (可搬型)	1 台 1 回につき	1,880円
	ビデオテープレコーダー (S-VHS)	1 台 1 回につき	1,030円
	ビデオテープレコーダー (W-VHS)	1 台 1 回につき	1,030円
	ビデオテープレコーダー (Hi-8)	1 台 1 回につき	1,030円
	DVDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円

	書画カメラ (ハイビジョン)	1 台 1 回につき	1,430円
	書画カメラ	1 台 1 回につき	930円
	スライドTVコンバーター	1 台 1 回につき	410円
	16mmTVコンバーター	1 台 1 回につき	410円
	16mm映写機 (可搬型)	1 台 1 回につき	2,930円
	スライド映写機 (300~450mm)	1 台 1 回につき	1,670円
	スライド映写機 (265~305mm)	1 台 1 回につき	1,140円
	パソコン映像インターフェイス	1 台 1 回につき	410円
	スクリーン (W4500H4500)	1 画 1 回につき	510円
	OHP (可搬型)	1 台 1 回につき	930円
	貸出ワゴン (ビデオ、16面マルチビジョン)	一式 1 回につき	2,050円
	ミニDVカメラレコーダー	1 台 1 回につき	920円
	シームレススイッチャー	1 台 1 回につき	1,030円
楽器類	ピアノ (スタインウェイ)	1 台 1 回につき	10,480円
	ピアノ (ヤマハCFⅢ-S)	1 台 1 回につき	5,450円
	ピアノ (ヤマハS4)	1 台 1 回につき	2,050円
	エレクトーン (ヤマハEL900)	1 台 1 回につき	4,920円
移動用効果用照明	スポットライト500ワット	1 台 1 回につき	200円
	スポットライト1キロワット	1 台 1 回につき	300円
	スポットライト1.5キロワット	1 台 1 回につき	410円
	ETCソースフォー575W	1 台 1 回につき	300円
	1キロワットエフェクトスポットライト	1 台 1 回につき	410円
	ピンスポットライト (ハロゲン1キロワット)	1 台 1 回につき	1,150円
	ストリップライト100ワット、12灯用	1 台 1 回につき	300円
	ストリップライト100ワット、6灯用	1 台 1 回につき	200円
	波マシン	1 台 1 回につき	930円
	ファイヤーエフェクトマシン	1 台 1 回につき	930円
	オーロラマシン	1 台 1 回につき	930円
	ストロボスコープ	1 台 1 回につき	930円
	ミラーボール (φ600)	1 台 1 回につき	830円
	ミラーボール (φ300 φ240×400)	1 台 1 回につき	570円
	ドライアイスマシン	1 台 1 回につき	930円
	スモークマシン	1 台 1 回につき	930円
その他	スクリーン (60インチ、可搬型)	1 画 1 回につき	410円
	OHP・映写機用スクリーン	1 台 1 回につき	410円
	モバイルスクリーン	1 台 1 回につき	410円
	賞状盆	1 台 1 回につき	100円
	サインスタンド (A4横)	1 台 1 回につき	100円
	サインスタンド (A3横)	1 台 1 回につき	100円
	サインスタンド (有効面: W575H900)	1 台 1 回につき	200円
	ホワイトボード	1 台 1 回につき	150円
	PHS (館内専用)	1 台 1 回につき	250円
	インフォメーションカウンター	1 台 1 回につき	1,020円
	高所作業台	1 台 1 回につき	1,020円

液晶テレビ (52型)	1 台 1 回につき	410円
パネル (W900H1800) (営利を目的とする場合に 限る。)	1 枚 1 回につき	100円
折りたたみ椅子	1 脚 1 回につき	100円
会議用テーブル (大)	1 脚 1 回につき	100円
会議用テーブル (中)	1 脚 1 回につき	100円
ファクシミリ	1 台 1 回につき	510円
入浴設備	1 室 1 回につき	1,150円
アジャスターポール (2 本 1 組)	1 組 1 回につき	100円
情報プラザレールライト	1 系統 1 回につき	410円
情報プラザ追加スポットライト	1 台 1 回につき	100円

備考 この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後6時から午後10時まで)をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

(3) サービスプラン

名 称	申込期間	料 金	備 考
多目的ホール練習プラン	利用日の1ヶ月前から7日前	5,400円 (1区分3時間) 冷暖房料 5,400円(1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。
小ホール練習プラン	利用日の1ヶ月前から7日前	2,160円 (1区分3時間) 冷暖房料 2,160円(1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。
小ホールピアノセットプラン	利用日の1ヶ月前から7日前	5,400円 (1区分3時間) 冷暖房料 2,160円(1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。 スタインウェイピアノ利用料を含む。
テクニカルスタッフ増員サービス	利用日の3週間前まで	27,000円 (1名につき全日)	規定の技術職員数(多目的ホール4名、小ホール2名、国際会議室2名)を増員
館内LAN配線サービス	利用日の3週間前まで	4,110円(1回線) 設定料	配線のみ。PC設置は行わない。

		18,140円（1催事）	
多目的ホールらく得展示 パック	利用日の3週間 前まで	51,420円（全面） 25,710円（半面）	舞台床面の養生シートの設営 及び撤去、並びに床面の目張 り及び撤去を内容とする。 小口のごみの処理料を含み、 当該処理料は、ごみ袋10袋ま での料金とする。 清掃料を含む。
看板作成サービス	利用日の1週間 前まで	12,340円	小ホール用 横看板（6.0m ×0.9m）1枚当たり
		6,170円	小ホール用 垂幕（3.5m× 0.9m）1枚当たり
		5,140円	会議室用 横看板（4.0m× 0.6m）1枚当たり
		3,080円	会議室用 垂幕（1.5m×0.45 m）1枚当たり
		1,020円	会議室用 会場前看板（0.8 m×0.45m）1枚当たり
ゴミ処理サービス	当日	610円	ゴミ袋（45リットル）1枚当 たり
ピアノ調律サービス	利用日の3週間 前まで	20,570円	一般（立ち会いは別途5,140 円）
		16,970円	ピアノ発表会（立ち会いは 別途5,140円）
		13,880円	リハーサル室用
大会運営用品貸出サービ ス	利用日の1週間 前まで	700円	白布
		300円	ビニールクロス
		500円	胸章（大）
		400円	胸章（中）
		300円	胸章（小）
		2,000円	カタログスタンド
		2,000円	イーゼルススタンド
		18,000円	テープカット3人用
1,500円	テープカット1人追加		

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月18日
(2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社サン企画	鳥取市商栄町192	訪問介護アップル	鳥取市商栄町192	訪問介護	平成26年2月1日
医療法人さとに田園クリニック	鳥取市里仁54-2	さとに訪問看護ステーション	鳥取市里仁54-2	訪問看護	〃
株式会社カオナ	米子市奥谷1155-4	ケアタウン薬局	米子市奥谷1155-4	居宅療養管理指導	平成26年3月3日
有限会社イージー	東伯郡北栄町国坂125-17	寿々	倉吉市山根585-1	通所介護	平成25年7月1日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	小規模多機能型居宅介護施設陽だまりの家まとは	鳥取市的場二丁目48-1	小規模多機能型居宅介護	平成26年2月1日
株式会社あーち	境港市上道町2181-4	福祉用具あーち	境港市上道町2181-4	福祉用具貸与	平成26年1月20日
医療法人アスピオス	鳥取市吉方温泉一丁目653	小規模多機能型居宅介護事業所まさたみの郷	鳥取市杉崎599-1	小規模多機能型居宅介護	平成26年3月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社サン企画	鳥取市商栄町192	訪問介護アップル	鳥取市商栄町192	介護予防訪問介護	平成26年2月1日
株式会社カオナ	米子市奥谷1155-4	ケアタウン薬局	米子市奥谷1155-4	介護予防居宅療養管理指導	平成26年3月3日
有限会社けあホーム	米子市大篠津町690-13	デイサービスセンターおおしのづ	米子市大篠津町506-1	介護予防通所介護	平成25年6月1日
有限会社イージー	東伯郡北栄町国坂125-17	寿々	倉吉市山根585-1	〃	平成25年7月1日
株式会社あーち	境港市上道町2181-4	福祉用具あーち	境港市上道町2181-4	介護予防福祉用具貸与	平成26年1月20日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	小規模多機能型居宅介護施設陽だまりの家まとは	鳥取市的場二丁目48-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成26年2月1日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
-----	------------	--------------	---------------	-------

有限会社S Kプラン	鳥取市生山123-9	居宅介護支援事業所美咲園	鳥取市生山123-9	平成26年1月1日
医療法人さとに田園クリニック	鳥取市里仁54-2	さとに居宅介護支援事業所	鳥取市里仁54-2	平成26年2月1日

4 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社あーち	境港市上道町2181-4	福祉用具あーち	境港市上道町2181-4	平成26年1月20日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社あーち	境港市上道町2181-4	福祉用具あーち	境港市上道町2181-4	平成26年1月20日

鳥取県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町158	デイケアひまわり居宅介護支援事業所	倉吉市東昭和町158	平成26年1月1日

鳥取県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	いくのさん家居宅介護支援事業所	鳥取市吉方温泉一丁目252-1	平成26年1月15日

鳥取県告示第211号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
<p>1・2 略</p> <p>3 大学の医学部附属病院（小児科、産科、救急科及び精神科に限る。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取大学医学部附属病院</td> <td style="text-align: center;">米子市西町36－1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36－1	<p>1・2 略</p> <p>3 大学の医学部附属病院（小児科、産科、救急科及び精神科に限る。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</td> <td style="text-align: center;">米子市西町36－1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	国立大学法人鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36－1																										
名称	所在地																																		
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36－1																																		
名称	所在地																																		
国立大学法人鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36－1																																		
<p>4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1及び2に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取生協病院</td> <td style="text-align: center;">鳥取市末広温泉町 <u>458</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">清水病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市宮川町129</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">藤井政雄記念病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市山根43－1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">博愛病院</td> <td style="text-align: center;">米子市両三柳1880</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高島病院</td> <td style="text-align: center;">米子市西町6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新田外科胃腸科病院</td> <td style="text-align: center;">米子市中島二丁目 1－46</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 <u>458</u>	清水病院	倉吉市宮川町129	略		藤井政雄記念病院	倉吉市山根43－1	博愛病院	米子市両三柳1880	高島病院	米子市西町6	新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1－46	<p>4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1及び2に掲げるもの並びに<u>国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</u>を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取生協病院</td> <td style="text-align: center;">鳥取市末広温泉町 <u>252</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>医療法人共済会</u>清水病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市宮川町129</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>医療法人仁厚会</u>藤井政雄記念病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市山根43－1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>医療法人同愛会</u>博愛病院</td> <td style="text-align: center;">米子市両三柳1880</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>医療法人育成会</u>高島病院</td> <td style="text-align: center;">米子市西町6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新田外科胃腸科病院</td> <td style="text-align: center;">米子市中島二丁目 1－46</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療法人元町病院</td> <td style="text-align: center;">境港市上道町1895 －1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 <u>252</u>	<u>医療法人共済会</u> 清水病院	倉吉市宮川町129	略		<u>医療法人仁厚会</u> 藤井政雄記念病院	倉吉市山根43－1	<u>医療法人同愛会</u> 博愛病院	米子市両三柳1880	<u>医療法人育成会</u> 高島病院	米子市西町6	新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1－46	医療法人元町病院	境港市上道町1895 －1
名称	所在地																																		
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 <u>458</u>																																		
清水病院	倉吉市宮川町129																																		
略																																			
藤井政雄記念病院	倉吉市山根43－1																																		
博愛病院	米子市両三柳1880																																		
高島病院	米子市西町6																																		
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1－46																																		
名称	所在地																																		
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 <u>252</u>																																		
<u>医療法人共済会</u> 清水病院	倉吉市宮川町129																																		
略																																			
<u>医療法人仁厚会</u> 藤井政雄記念病院	倉吉市山根43－1																																		
<u>医療法人同愛会</u> 博愛病院	米子市両三柳1880																																		
<u>医療法人育成会</u> 高島病院	米子市西町6																																		
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1－46																																		
医療法人元町病院	境港市上道町1895 －1																																		
<p>5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1、2及び4に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">渡辺病院</td> <td style="text-align: center;">鳥取市東町三丁目 307</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療福祉センター倉吉病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市山根43</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307	医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	略		<p>5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1、2及び4に掲げるもの並びに<u>国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</u>を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>社会医療法人明和会医療福祉センター</u>渡辺病院</td> <td style="text-align: center;">鳥取市東町三丁目 307</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>社会医療法人仁厚会</u>医療福祉センター倉吉病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市山根43</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	<u>社会医療法人明和会医療福祉センター</u> 渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307	<u>社会医療法人仁厚会</u> 医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	略																			
名称	所在地																																		
渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307																																		
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43																																		
略																																			
名称	所在地																																		
<u>社会医療法人明和会医療福祉センター</u> 渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307																																		
<u>社会医療法人仁厚会</u> 医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43																																		
略																																			

養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1	医療法人養和会養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1																
<p>6 回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付の対象となる病院（1から5までに掲げるものを除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾崎病院</td> <td>鳥取市湖山町北二丁目555</td> </tr> <tr> <td>ウェルフェア北園渡辺病院</td> <td>鳥取市覚寺字下今井手181-1</td> </tr> <tr> <td>鳥取県中部医師会立三朝温泉病院</td> <td>東伯郡三朝町山田690</td> </tr> <tr> <td>友紘会皆生温泉病院</td> <td>米子市皆生新田三丁目7-8</td> </tr> <tr> <td>錦海リハビリテーション病院</td> <td>米子市錦海町三丁目4-5</td> </tr> <tr> <td>米子東病院</td> <td>米子市淀江町佐陀2169</td> </tr> <tr> <td>大山リハビリテーション病院</td> <td>西伯郡伯耆町大原927-1</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地	尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺字下今井手181-1	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690	友紘会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目7-8	錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目4-5	米子東病院	米子市淀江町佐陀2169	大山リハビリテーション病院	西伯郡伯耆町大原927-1
名称	所在地																		
尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555																		
ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺字下今井手181-1																		
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690																		
友紘会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目7-8																		
錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目4-5																		
米子東病院	米子市淀江町佐陀2169																		
大山リハビリテーション病院	西伯郡伯耆町大原927-1																		

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県告示第212号

平成22年鳥取県告示第42号（鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定について）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>1・2 略</p> <p>3 県内大学の医学部附属病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取大学医学部附属病院</td> <td>米子市西町36-1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	<p>1・2 略</p> <p>3 県内大学の医学部附属病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</u></td> <td>米子市西町36-1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	<u>国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</u>	米子市西町36-1
名称	所在地								
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1								
名称	所在地								
<u>国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</u>	米子市西町36-1								
4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第	4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第								

8号) 第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院(1、2及び3に掲げるものを除く。)

名称	所在地
略	
清水病院	倉吉市宮川町 129
略	
藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43-1
博愛病院	米子市両三柳 1880
高島病院	米子市西町 6
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1-46

5 県が精神科救急医療施設として指定する病院(1から4までに掲げるものを除く。)

名称	所在地
渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43
略	
養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1

6 回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付の対象となる病院(1から5までに掲げるものを除く。)

名称	所在地
尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目 555
ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺字下今井手 181-1
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田 690
友紘会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目 7-8
錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目 4-5
米子東病院	米子市淀江町佐陀 2169
大山リハビリテーション	西伯郡伯耆町大原

8号) 第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院(1、2及び3に掲げるものを除く。)

名称	所在地
略	
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町 129
略	
医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43-1
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳 1880
医療法人育成会高島病院	米子市西町 6
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1-46
医療法人元町病院	境港市上道町 1895-1

5 県が精神科救急医療施設として指定する病院(1から4までに掲げるものを除く。)

名称	所在地
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307
社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43
略	
医療法人養和会養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1

病院	927-1
----	-------

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県告示第213号

昭和47年鳥取県告示第258号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局 <u>住まいまちづくり課</u> 内	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局 <u>住宅政策課</u> 内

鳥取県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を平成26年3月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第215号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町北二丁目3202の1（次の図に示す部分に限る。）、3202の2、3202の3

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第216号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町姫路字川下モ一714の121、714の122、714の124
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成26年 3 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7-1	インターネットを利用して納付する自動車税本税	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

鳥取県告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年 3 月28日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	グループホーム琴浦	東伯郡琴浦町大字徳万670-3	共同生活介護	平成26年4月1日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成26年3月28日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 指示内容**(1) コイの持出し等の禁止**

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域においては、捕獲したコイをその場で再放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 2 号

平成26年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号（コイの持出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成26年3月28日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 千代川水系のうち次に掲げる水域

(1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流

(2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路

- (3) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
 - (4) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
 - (5) 八頭郡八頭町下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
 - (6) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
 - (7) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
 - (8) 八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路
 - (9) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
 - (10) 鳥取市の湖山池
- 2 天神川水系のうち次に掲げる水域
- (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
 - (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
 - (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
 - (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路
- 3 日野川水系のうち次に掲げる水域
- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
 - (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
 - (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
 - (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (6) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
 - (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
 - (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (11) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続する全ての用水路
 - (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
 - (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
 - (14) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
 - (16) 伯耆町二部の白濁橋より下流の野上川
 - (17) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
 - (18) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
 - (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
 - (20) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (21) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
 - (22) 伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (23) 伯耆町真野の真野 2 号砂防堰堤より下流の別所川
 - (24) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
 - (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
 - (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
 - (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
 - (28) 伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 4 1 から 3 まで以外の水系のうち次に掲げる水域
- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全

ての用水路

- (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
- (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
- (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
- (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
- (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
- (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
- (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
- (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路
- (18) 東郷池及び橋津川
- (19) 琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路
- (20) 鳥取市鹿野町の新鹿野大橋より下流の河内川及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 鳥取市鹿野町の鹿野城跡公園のお堀及びそれに接続する全ての用水路並びに中川

公 告

平成26年鳥取県公報第8562号で公告したスーパーセンタートライアル米子大谷店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成26年4月11日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため